

生駒市教育委員会規則第12号

生駒市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月6日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則

生駒市社会教育委員会議運営規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（部会）

第5条 会議は、専門の事項を調査研究するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって会議の決議とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

2 生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条公民館系の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条管理系の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

（生駒市公民館条例施行規則の一部改正）

3 生駒市公民館条例施行規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第3号）

の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除